

## はじめに

県では、青少年施策を総合的に実施するため、平成 19 年度に青少年の初の計画となる「千葉県青少年健全育成計画」を策定し、「自立と共生」をキーワードに、5 年間、計画を推進してきました。

その後、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことから、同法に基づく都道府県子ども・若者計画として、平成 24 年度からの「千葉県青少年総合プラン（平成 24 年度～26 年度）」（以下、「第 1 次プラン」という。）を策定し、本県の全ての子どもや若者を「地域全体で育てること」、特に、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対して「きめ細やかな支援をしていくこと」を基本的な考えとし、様々な施策を展開してきました。

この間、県では、平成 24 年 1 月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、子ども・若者の総合的な支援のネットワークづくりを進めるとともに、平成 24 年 7 月には「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を開設して様々な困難を抱える子ども・若者の相談に応じてきました。また、子ども・若者がインターネットを利用して様々なトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たないことから、ネット被害防止対策のため、インターネット上の問題ある書き込みへの対応を図るなど、様々な新しい取組を行ってきました。

しかしながら、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの急増、いじめ、児童虐待、若年層の自殺、危険ドラッグ、子どもの貧困など、子ども・若者を取り巻く環境はなお厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、県では、第 1 次プランを継承しつつ、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、多様化・複雑化する子ども・若者問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりを実現するため、「第 2 次千葉県青少年総合プラン（平成 27 年度～29 年度）」（以下、「本プラン」という。）を策定することとします。

なお、平成 27 年度に国において見直しが検討されている「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者育成支援推進大綱」の改正状況や、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## ○プランの位置付け

本プランは、本県の青少年健全育成施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。

**子ども・若者育成支援推進法 第 9 条**  
都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

## ○計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間

## ○プランの対象

本プランの対象とする「子ども・若者」は、乳幼児期から青年期（概ね 30 歳未満まで）としますが、施策によっては、ポスト青年期（40 歳未満）までを対象とします。

なお、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」、「子ども・若者」等の用語を併用します。